

令和 7 年 第 3 回

伊根町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 19 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

令和7年 第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和7年 9月19日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和7年 9月19日 9時30分			議長	佐戸仁志	
	閉会	令和7年 9月19日 10時55分			議長	佐戸仁志	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副町長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教育長	岩 佐 好 正	○	教育次長	横 川 純	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○				
住民生活課長	森 田 連 三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	奥 野 日 菜	○	
会 議 録 署 名 議 員	2番	長谷川貴之		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和7年9月19日(金)
午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 農業用水の渇水対策について 大谷 功
 - 手話言語条例の制定について 山根 朝子
 - クマ、シカ、イノシシの捕獲強化について 上辻 亨
 - 診療報酬過誤請求について 松山 義宗
- 工事入札について
電子入札について

日程第 3 議案第54号 令和6年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論、採決)

日程第 4 議案第55号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計決算認定に
ついて(討論、採決)

日程第 5 議案第56号 令和6年度伊根町下水道事業会計決算認定につ
いて(討論、採決)

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 農業用水の濁水対策について 大谷 功
- 手話言語条例の制定について 山根 朝子
- クマ、シカ、イノシシの捕獲強化について 上辻 亨
- 診療報酬過誤請求について 松山 義宗
- 工事入札について
- 電子入札について

日程第 3 議案第 5 4 号 令和 6 年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論、採決)

日程第 4 議案第 5 5 号 令和 6 年度伊根町簡易水道事業会計決算認定に
ついて (討論、採決)

日程第 5 議案第 5 6 号 令和 6 年度伊根町下水道事業会計決算認定につ
いて (討論、採決)

日程第 6 閉会中の継続審査 (調査) 申出書

会 議 の 経 過

令和7年9月19日(金)
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

町内の黄金に輝いていた田んぼの稲刈りも終わりつつあると思います。暦ではもう秋になっているのですが、暑い夏が昨日まで続きました。しかし、長かった猛暑も昨日夜で終わったように私は思っております。急激な温度差もあり、体調を崩しやすい季節となりました。体調に注意しながら、活発な議員活動をよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、長谷川 議員、

8番、濱 野 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、農業用水の渇水対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

近畿地方の梅雨明けは、6月27日と1951年の統計開始以降最も早い梅雨明けとなり、その後も目立った降雨もなく、連日猛暑が続き、水稻をはじめとした農作物への甚大な被害が予想されました。

また、異常な高温も続き、連日猛暑日、熱帯夜となり、激しい労働が要求される農家も含め、一次産業従事者の体と命を守ることの必要性も痛切に感じたところであります。そういう中で、軽度の熱中症にかかった方もたくさんおられたのではないだろうかと思っています。

6月からは、会社では熱中症対策が義務づけられましたが、農林漁業者にはさらに熱中症対策を周知をし、体を守ることを個々で徹底することが必要であることを痛感をいたしました。

幸い、盆前の降雨、それから伊根町によるポンプ等の貸出しなど、迅速な対応で被害が甚大になることは免れましたが、しかし枯れ上がりによる水稻の立ち枯れ、実が入らない穂の発生も散見される状況となり、倒伏などの被害も近年になく多く発生しているところであります。また、高温による乳白米、茶米が混入し、米の品質や収量への影響は免れないものと想像をしています。

地球沸騰化の時代、異常が日常となっています。今後も今年のような渇水の頻発と大雨が必ず起こります。頻発する極端な気象災害で、営農継続に支障が出ることのないよう自治体としても将来にわたって、営農が継続できる体制整備について検討するべきときと考えますが、以下の点について考えを伺いたいと思います。

1つ目は、伊根町による渇水対策支援事業などを創設し、ポンプの購入補助、燃料費の購入補助など迅速に対応できるよう整備が必要ではないかと思っています。

2つ目は、イノシシ、鹿の生息数の拡大により、山の水源からの水が分散をされ、水田用水路ま

で流れてきていないことが想像されます。集落と連携し、水の流れの調査、無駄のない用水の確保のための水路の整備などが緊急に必要ではないかと考えます。

最後3点目は、国、府への高温、渇水対策事業の継続発展の要請など町民の暮らしを助ける施策として、早急に検討に値するものと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

議長さんのお話ではありませんけれども、昨夜私もエアコンを使わずに寝ることができて、一気に涼しくなったな、ここに至って本当に季節の変わり目を感じております。

それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

農業用水の渇水対策についてお答えをいたします。

今年は猛暑と渇水被害、最後は稲刈り時期の豪雨により、稲が倒れ、農家の皆さんにとってはさんざんな年となりました。

農業共済などの保険制度で集めた被害報告では、渇水被害より、獣害や台風豪雨等での倒伏被害が多かったと伺っております。いずれにしましても、被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

町としても、今回の渇水対策として、消防機材の予備小型ポンプやホースの貸出しを行ったところでございますが、その後、京都府の農業経営基盤強化事業により緊急的に高温対策のみであった事業に、渇水対策が加えられ、ポンプ購入支援が追加されました。

このほかにも、京都府において流域下水道の放流水などを活用し、給水車による配送支援なども行われたところでございます。その際には、漁業法人等へも陸送コンテナ、いわゆるダンベの貸出しなど支援要請をあらかじめ行っておりましたが、幸いにも使用することはございませんでした。

1点目の伊根町による渇水対策支援事業の創設でございますが、京都府補助とかぶりますので、そのあたりは考えておりません。

しかし、燃料費の支援については、一般質問通告書をご提出いただいた後から進展があり、国の水利施設管理強化事業において、2分の1の支援が行われることとなり、現在集落ごとに取りまとめを行い、補助金の事務執行を進めているところでございます。

府の給水車による配送支援について、今回町内での活用はございませんでしたが、大型給水車が進入できる場所は限られており、活用できる方法について各団地で検討しておく必要がございます。その他、農業継続のためにも、収入保険などへの加入や見直しなど今後の備えが必要と考えます。

3点目の回答にもつながりますが、保険制度については、有効活用できる適切な措置について、町村会を通じ国に要望を行っており、今回のようなポンプ等により生産努力をしたにもかかわらず、被害を受けた場合、また被害を免れたが経費が増加した場合などについても、収入保険で救済可能な措置を講じることも含め、要望を続けていきたいと考えます。

2点目の流水調査と水路整備についてでございますが、今回の渇水において、流域の狭いような地域、朝妻地域などで一番水量がなかったと感じております。そのために、ため池も有しているので当然なのではありますが、そういったところで渇水時に大量の水が確保できるとは考えにくく、流水調査により渇水時期での対応に備えられるかどうかは疑問でございます。

イノシシなどによる踏み荒らしでも谷筋が変わるといったことはなく、少しずれたところから水が流れ込んでくるといった程度かと思えます。

今回の渇水時において、少量の水でも流れていたところを地域の皆さんはご存じかと思いますが、その水を引くために水路整備を行っても、どこまで効果があるのか検討する必要がございます。

その他、既存水路からの漏水を防ぐための漏水修理や石積水路などの改修も含め、土地改良事業、小さければ中山間や多面などの交付金、町の農業施設補助事業の活用を含めご検討いただければと思います。

水がないとき、少ない水でもかき集めたい気持ちは分かりますが、その少量の水をどれだけの資本を投じて確保すべきなのかは、各団地でよく考える必要があるのではないのでしょうか。

また、用水のポンプによる循環可能なポイントや、本当に渇水でどうしようもないときに諦める圃場の範囲、その際の用水の配分や諦めた圃場の取扱いなど、地域で話し合いが必要ではないかと思

うところでございます。話合いの結果、地域で出された具体的課題解決策については、町としてもお手伝いできるものは対応検討を進めてまいります。

3点目の国や府への渇水対策事業の継続発展要望についてですが、どのような補助事業でも共通するのでございますが、支援には一定の条件がございます。

府の農業経営基盤強化事業の渇水対策では、農業で生計を立てている方という要件のほか、個人の水田管理用ポンプなどは対象となりませんし、農業経営体や3戸以上の販売農家であること、10ha以上の水稲面積が集落の80%以上の面積であることなどの要件があり、補助額については2分の1上限10万円となっております。

町といたしましては、耕作面積に応じた補助上限額の見直し、団地ごとに渇水時のポンプ設置計画を示し、それに応じた支援とするなど、補助の範囲の拡大等について要望したいと考えます。

最後に、自治体としての体制整備といたしましては、今回の経験を踏まえ、農業に関わる初動時の応援対応について記録検証し、次回の渇水に備えたいと考えます。

また、農業とは離れますが、住民全体に影響します水道水の原水確保やそれが不可能になったときの対応についても、自治体として十分に対応方法を練っておく必要があると考えております。

自治体の体制整備も必要かと思いますが、農業用水の渇水対策については、先ほども申しましたとおり、各団地で渇水時にどのように対応すべきか、どのようなことを備えておくべきか、農業委員会が開催する地域連絡会などを活用いただき、農業者の方々でも議論を深め、農業者による体制整備も進めておくべきかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。

次に、手話言語条例の制定についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。

5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づいて、一般質問を行います。

2006年、国連で手話は言語であると明記され、2016年には障害者による情報取得及び意思疎通に関する施行推進法、いわゆる手話言語法が成立しました。ただし、これは努力義務にとどまり、条例制定を求めるものではありません。

しかし、全国で条例制定の動きが広がり、2025年9月現在、40都道府県をはじめ計607の自治体が制定しています。京都府では、府や京都市、綾部市、京丹後市、舞鶴市、福知山市などが取り組んでいます。

伊根町でも、2015年に聴覚障害者協会と謝支部が町長や町会議員に要望を行うなど、手話言語法の成立に向けた運動がありました。全国的な運動の中で、手話言語法が制定されたと思います。

そして、本年6月には手話を言語として位置づけ、国と自治体に体系的な施策を求める手話施策推進法が成立し、学校や職場での支援、生活環境整備、国民の理解促進が自治体の責務として明記されました。

手話や聾啞者に関する取組としては、今年11月には東京でデフリンピックが開かれます。全国的に関連事業も広がっていき、京都府でもヘルプマークの赤色でのライトアップが7月に行われました。この地域でも、9月23日は手話言語の国際デーになっていますが、それに併せて天橋立が青色にライトアップされる予定です。全国的な取組とともに、手話理解の機運が高まっています。伊根町でも条例制定を検討すべきときではないかと思えます。

伊根町には、かつて手話や身ぶりでコミュニケーションをとる聾啞者が複数生活していました。現在は、町外の施設に入所されている方が1名いらっしゃいますが、町内で日常的に手話を使用されている方はいないように見受けられます。しかしそれをもって、手話言語条例が不要であるとは言えません。

条例制定によって、行政サービスの向上、教育や学習機会の拡大、市民意識の変化、共生社会実現への機運の醸成など様々な効果が期待されます。条例の目的は、手話の普及、権利の保障、生活環境の整備の3つの柱ですが、行政窓口での対応や通訳者の育成、学校での学習環境整備、市民講座や啓発活動などが想定されます。

先進自治体では手話を言語の一つとして位置づけて、英語の授業があるように、手話を学ぶ授業を行っているところもあります。市民向けには手話カフェを開催したり、自治体職員全員が手話の基礎講座を受けるということをしているところもあります。

また、災害時には情報支援員を配置するなど条例を契機に様々な取組が展開されています。

特に伊根町の場合は、観光や防災との親和性が高く、手話対応可能ですと示すだけでも、観光客に安心を与え、町の魅力向上につながるのではないのでしょうか。さらに、防災対策においても、多様な情報伝達手段の整備が進みます。学校教育での手話導入や役場職員の研修、手話カフェなどは小規模自治体だからこそ柔軟に取り組みるのではないかと思います。

伊根町の特色を生かした手話言語条例の制定は、障害者施策にとどまらず、観光振興、防災対策、人権教育の推進など町の将来像に広く関わるものになると思います。

以上を踏まえ、町長のお考えを伺います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんからご質問のありました手話言語条例の制定についてお答えをいたします。

その前に、一般質問は通告書に基づき質問されます。それに対して、我々も通告書の質問の趣旨を熟読し、答弁に備えます。手話施策推進法は可決されているものでございますが、手話言語法は2016年にも、現在もまだ制定はされていないように、我々は理解をしております。我々が間違っとならば、またご指摘ください。それで、そうではありますが、通告の時点でご精査いただきますようお願いを申し上げます。

それではお答えをいたします。

法律で努力義務があるものについて、自治体としてどこまで条例を制定するかということになるかと思えます。実際に、住民さんがお困りであれば、自治体として何らかの手だてを検討し、問題を解決する必要がございます。

しかし、手話言語条例の目的は、手話を使って生活する人たちが、安心して暮らせる環境を整えることとございます。ここに尽きると思えます。でも、町内にその対象者はおられません。

だからと言って、条例が不要とは言えない、言われることはよくよく分かります。分かりますが、町内の現状で、今の現状で、殊さら条例の制定の必要性はあまり感じられないわけとございます。条例を制定してもその効果は希薄に思えますというより、町民さんが興味を示されるのかなとそのように思うところでございます。

何事にも動機が必要に思えます。北海道は新得町、平成26年に手話の基本条例を全国の町村に先駆けて制定をいたしました。かつてから手話の町と言われる町とございます。それには訳がございます。人口僅か5,300人あまり、小さな町であります。その町内に複数の聾者施設があること、またその入所者さんと、入所されている方と住民との間で、ちょっとした行き違いでトラブルが起きました。そのとき、町民の皆さん、そういったことがないように、コミュニケーションを図れるよう、手話を習う、そこからことは始まるとるわけでございます。そのような確固たる動機があると、ことも進みます。条例も機能し、生きると思えます。しかし、伊根町ではそのような状況にはまだないように思うところでございます。

行政サービスの見える化は、何かの条例制定云々にかかわらず進めております。そのように努めております。

また、議員からのご提案の観光スポットや店舗で、手話対応できると掲示することは確かに安心感、信頼感にはつながりますが、どこまでいっても企業努力の部分とございます。

防災時についても小さな町とございます。要配慮者は、事前に把握しておりますので、対応は可能とございます。台風襲来などのときには、事前に希望を聞き避難いただいております。

町内の学校でも、小学校では実施していないようでございますが、中学校では人権・福祉学習の一環として、簡単な手話や指文字、点字などを体験し、障害者への理解を深める取組をされております。

役場職員などが基礎手話を学ぶ研修を実施できないかのご提案につきましては、府内市町村の共同研修として既に実施をしております。

職員研修は、役職や入庁後の経験年数などによって実施する階層別研修と課題解決のための能力開発研修に大別しております。手話研修は、能力開発研修の中の一つの科目として実施をしており、本町ではこれまでに僅かでございます、1名が受講しております。研修の性質上、大人数の研修は開催しづらいこともあり、受講人員枠も一定限られ、他団体においても受講実績は少ないと聞いております。

いずれの団体においても、まずは目の前の課題解決につながる科目を優先する。例えば税制や法務といったそれぞれの業務で見につけなければならぬ知識が得られるもの、それを選択しているのではないかと思います。その上での能力開発研修には、なかなか受講者が集まらないのが現実でございます。

町といたしましては、与謝郡聴覚言語障害センターに手話通訳者を設置し、必要ときには派遣を受けられるようにしております。

また、人権であります、人権につきましては、同和問題や女性、高齢者、障害者差別に関わらず、パワハラ、セクハラ、モラハラ、マタハラ、LGBTなどなど、人権問題は全国的に多種多様に顕在化しておりますので、当町におきましては、これにつきましては、仮称、人権の町づくり条例の制定を進め、広く町民の皆さんの啓蒙を図りたく検討中でございます。

手話を否定するものではありませんが、コミュニケーションを取るなら、筆談の方法もあります。

今日現在、手話言語条例がないから、伊根町は他の団体と比べコミュニケーションの面で著しく劣っているかといえ、そのようなことはないように思います。

この場で手話言語条例を制定しますとはお答えはできませんが、それでも秋篠宮家の佳子様が手話をされる、あの姿をニュースなどで拝見いたしますと、実にすがすがしく、心が和みます。手話が絆を紡いでくれているように感じます。

しかるべき時期には、しかるべきものをと考えております。しかるべきとは、町内の機運が醸成される、また町内の状況が大きく変化したときでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 答弁ありがとうございます。

私、今、町長、手話言語法というのは成立していないというふうにおっしゃいましたけれども、すいません、これ2016年の障害者による情報取得及び意思疎通に関する施行推進法というのが、一般的に手話言語法として言われているというふうに理解をしております、ちょっと一般質問の表現の仕方では、もう少し丁寧にさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。

それと、今の町長の答弁の中では、学校の中でも指文字とかの手話授業もやっておられるし、職員の方も1名ですが、手話の研修も受けられていると、そのところ、職員の方の研修をもう少し広く受けるようにちょっとお声がけをさせていただけたらなというふうには思いました。

町長おっしゃるように、手話言語条例がないからといって、町の中でコミュニケーションが取れないとか、そういうことが劣っているというふうには思いません、もちろん、だけれども、やっぱり先進自治体の事例見ると、すごくやっぱり町民自体も共生社会をどういうふうにして生きていこうとか、手話というのが一つの言語で、やっぱりすごくそれは歴史もあって文化もあって、大事にしなくちゃいけないなというふうな機運とか、そういうものがすごくやっぱりこう高まってくるんですよね。そういう視点も含めて、やっぱり町としてもこれから取り組んでいただきたいなと思いますし、今町長がおっしゃった町づくり条例の中にも、少しそういう視点をしっかりと入れていただいて、策定のほうも進めていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。

町づくり条例のほうでは、手話入っていないんですね、ごめんなさい。

たしかに、手話があって、いろんなコミュニケーションが取れるのは分かっておりますし、それはいいことだと思うんですけど、やはり、どうですかね、人がたくさん大きな町になるとその

必要性というのは考えがあって、やられるんですね。そうなりますけれども、全国津々浦々、新得町のような特別な事情がない限りは、小さなところは、小さなところにはそういうなかなかそういう機運というんですか、高まらない。

また、先ほどのその職員のたった1人だと言いましたけれども、自分たちの仕事をするその仕事の中の行政の仕事をする、スキルを高めるためにこうやることにはもう積極的に気やるんですけども。それを踏まえて、今度は能力開発で、いろんなことにはなかなかそこまでは手が出なくて、お勧めはするんですけども、強制はなかなかできないものでございますので、それでもこういうご意見を頂戴したということは、皆さんに、職員さんにはお伝えをします。どうもありがとうございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして山根議員の一般質問を終わります。

次に、熊、鹿、イノシシの捕獲強化についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。

1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて、質問をさせていただきます。

当町では、数年前から熊の出没件数が増加しています。特に今年は春から今日まで、ほとんど毎日のように、いねばんでお知らせがあります。

また、全国でも今年は熊の出没件数が増加傾向であり、全国では約4,800件、また熊に襲われる死亡者を含め、現在では56件と多くなっております。これから秋になると、柿や栗といった食べ物を求め、民家の近くへ出てくるように思います。いねばんで、熊の出没のお知らせがあった場合、わなを仕掛けるなどの対策はされておるのでしょうか。

鹿についても、昼間に地区内に出没する鹿を見るようになりました。

イノシシについては、昼間あまり見ることは少ないですが、夜になると鹿やイノシシが田んぼに入り、稲を食べるなどの被害があります。

熊、鹿、イノシシについては、増加傾向にあると思いますが、当町で今年の熊、鹿、イノシシの捕獲状況はどれくらいなのでしょう。

また、当町の熊、鹿、イノシシの生息数はどれくらいなのか、把握されておるのでしょうか。

また、熊などについては、今年4月18日市街地に出没した際、市町村の判断で発砲できるようにする改正鳥獣保護管理法が可決され、6か月以内に施行されると聞いております。同改正鳥獣保護管理法を施行されるに伴い、大型捕獲おりの設置や、新たな狩猟専門員の配備等、住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、当町でも新たな取組の考えはないのでしょうか。

以上について、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 上辻議員さんの質問に対して、お答えをしたいと思います。

熊の出没時の通報による対応につきましては、いねばんでのお知らせにより、その都度注意喚起をしており、集落での柿などの誘因物の除却についてもお願いをしているところでございます。

わなを仕掛けるなどの対策についてでございますが、熊をわなで捕獲することは原則禁止されております。銃による捕獲が基本となります。ただし、集落付近に出没し、そこに執着しているときは、京都府の許可を受け、おりによる被害防止捕獲での対応を行っております。

有害鳥獣の町内の生息数についてでございますが、町内だけの状況は把握できておりませんので、府の第二種特定鳥獣管理計画で示される府下の状況で申しますと、熊は丹後地域内で990頭、鹿は府下全域で8万1,000頭、イノシシは府下全域で5万1,000頭となっております。これらはいずれも推定の生息数でございます。

また、捕獲状況についてでございますが、熊については町内で昨年1頭の捕獲を行っております。鹿については、昨年192頭、一昨年は140頭。イノシシについては、昨年114頭、一昨年は22頭と、どちらも捕獲数は増加をしております。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う取組についてでございますが、改正法の要点は、熊やイノシシに対し緊急時の銃による狩猟、緊急銃猟が可能となったものでございます。

環境省が示すガイドラインでは、緊急銃猟は4つの条件がございます。

1つ目は熊やイノシシが人の日常生活圏に侵入していること、2つ目は人への危害を防止する措置が緊急に必要であること、3つ目は銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であること、4つ目は避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合に行うことができます。

伊根町は小さな集落が多く、熊が町なかにとどまり続けるといったことは想定しづらく、屋内に侵入して出てこないといった場合に、緊急銃猟が想定されるのではないかと考えております。取組につきましては、このような個別具体的な状況を想定した対応方法の検討を進めてまいります。

これについては、先日から京都府と担当者レベルで協議を進めているところでございます。狩猟専門員などについては、京都府のほか、猟友会との協議を進め、協力体制の整備を進めてまいります。

また、ガイドラインの中では、畑や仕事場なども日常生活圏に含まれており、単なる通過であっても頻繁に生活圏に侵入している状況でありますので、そういった個体には、わなによる被害防止捕獲の必要性があるのではないかと、そのように問題を提起し、京都府と協議していきたいと考えます。

当町では、熊による農業被害は少ないものの、生活被害として過去の人身被害も含め、精神的被害が非常に大きいと認識しており、法令を遵守しながら町民の安心安全に向け、京都府と協力しながら今後も対応策を構築してまいります。

また、イノシシや鹿については、豚熱も収まり、イノシシも増加傾向にある中、猟友会の方々のお力をお借りしながら、今後も継続して捕獲を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

当町では、観光客が来るということで、伊根地区内でも熊が出没したというふうな情報も今年ありました。熊を見てもうちの筒川地内では、もう熊が出て何もしてくれないので役場には言わないという人も現在おられるようで、何かやっぱり対策を講じてあげないといけないのかなというふうに感じておるところであります。

また、福知山市内では、令和3年4月から獣害対策の専門職員がおられます。京都府内で、一番鹿が多いのは福知山市だといっておられております。そこで専門職員がおるということを聞いております。

また、地域おこし協力隊だとか、またごみを集める人も町内におるんだから、そういった専門の人も考えられてはどうかというふうに思います。

いずれにしても、熊や鹿は増加傾向にあるので、引き続き対策を考えていただきたいということをおし添えまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。

先ほどもちょっと答弁させていただいたんですけども、どうですかね、見ただけでは、あかんのですね、そこ走っとる、通過しただけではその熊をどうせいこうせいというのはできない。

そういうものの今度のガイドラインの中では、畑や仕事場なども日常生活圏に含まれるということでもあります。ただ単なる通過であっても、もし頻繁に生活圏を脅かしているということで、中には法律というものがございまして、熊を捕まえるの。ですから、そういうことも本当に生活圏を犯しているんだ、もう捕獲させてくれという、そうしてもええんじゃないかいうことをしっかりと本当に京都府さんと協議してまいりたく思います。そういう対策を講じてまいりたく思います。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして上辻議員の一般質問を終わります。

最後に、医療報酬過誤請求について、工事入札について及び電子入札についてを通告議題とし、松山議員の発言を許します。

3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） それでは、通告書に従い、一般質問を行います。

まず診療過誤請求についてです。

令和7年6月議会の休憩中に、長寿苑診療報酬に係る過誤請求が12年にわたって気づくことがなく、そういったことを説明受けました。返金の意思も伺い、補正予算も全員賛成で可決されましたが、今からの質問は可決後であり、答弁の必要なしとの判断もあると承知をしております。

この過誤請求は、新聞報道もなされ、行政機関や長寿苑にもその問合せがあったのではないかとということが推測されます。そこでお伺いします。

長寿苑で、入所されている皆さんや職員、施設長への謝罪の実施はなされたのか。どなたが行かれたのか、お聞かせください。

2番目です。間違いは誰でも発生するものだと思いますが、疑問に思うのは、業者や町民以外の方に迷惑をかけたというのではなく、町民に迷惑をかけたにもかかわらず、時効を盾に5年分以前は返金しないとの判断は、町民と暮らしを守る立場として誤りではないかと私は思います。過去の診療報酬記録は検索済みとだと思いますし、本人は生存しなくても、親戚、親族に事の説明文や時効であるため、返金はしない旨を伝えておられるのか。そもそも私は返金すべきだと思いますが、そのような、返金しないという判断に至った経緯と町長の見解を伺います。

3つ目です。この過誤請求に気づけなかったことは大変遺憾ですし、その当時の担当者、現在の担当者、それから我々議員にとっても、全く考えもしなかったことだと思います。しかしながら、その過誤請求は重く受け止める必要があります。何らかの責任を取るべきだと私は考えますが、実際に責任を取られたのであれば、どのような内容なのか教えてください。

次に、工事入札について伺います。

伊根町建設工事競争入札予定価格及び最低制限価格公表等実施要綱の第6条については、平成28年12月議会で一般質問をいたしました。町長等が最低制限価格の修正を必要とする場合については、算出された額の5%の増減の範囲内において修正することができるというものです。町長の答弁によりますと、減はあれど増は一度もないと。条例があるし、町長権限であるという答弁がありました。近隣市町村においては、最低価格で複数社が同額の場合には、抽せん方式を採用しております。

入札価格を算出するには、行政が提示する設計書などを基に、直接工事、間接工事、経費などを算出して、積み上げて行っていきます。現在では、特殊な工事以外はパソコンのソフトを使用するため、1円単位まで複数社と同額になっているのが現状です。積算した価格から条例に従い、町長の心の中を減収を覚悟で、5%以内でマイナスに書き換えられた金額を予想するのは、大変なことだと思います。仮に1億円の工事であれば、5%で500万円が減額となり、利益を諦めるか、下請業者を泣かせるか、そんなことになりかねないと思います。

しかし、行政としては、入札残が使用できる利点はあるでしょうし、条例を合理的根拠とすることも十分に可能です。ですが、業者にとっては人材育成どころか、ベースアップもできない状況となるのが考えられます。このような要綱は廃止すべきと私は思いますが、伊根町はなぜこの要綱を続ける必要があるのか、聞かせてください。

次に、電子入札について伺います。

京都府内において、工事または物品など入札を電子化していない自治体は伊根町のみだと思います。電子入札を導入することにより、業者にとっても時間をかけて当町まで来る必要もなく、インターネットで済ませることができ、人手不足の深刻な行政職員にとっても、会場準備や説明などを省くことができることから、私は早期に実施すべきというふうに考えております。人口規模の少ない、笠置町においても電子入札を実施しておられますが、伊根町が実施しない理由と、また今後実施予定があるならお示しください。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1つ目、診療報酬過誤請求についてでございます。

まずご質問にお答えする前に、行政機関への問合せ、長寿苑へも問合せの電話があったと推測を

されます、そのようにおっしゃいましたが、臆測、想像で、物を言っていたのでは困ります。行政機関、役場のことでありましようが、問合せは一切ございません。長寿苑のことは分かりかねますが、何も聞いておりません。推測ではなく、事実を基に、ご質問いただきたいと思えます。

また、議員もおっしゃいましたけれども、この件は本年6月議会に補正予算として提案をし、説明・質疑応答を行い、慎重審議の上、全員賛成で可決いただいたものでございます。その可決案件を誤りではないかなどと殊さら一般質問される、本会議での審議・採決は一体何であったのか、議員も賛成されたわけですね。このような一般質問は、議会のセオリーに反するものと思えます。また、議員の言葉をお借りするなら、議会人の立場として誤りではないかと私は思えます。

それでもご質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

1つ目の質問。長寿苑に入所されている方には、ご迷惑をおかけしたことを文書をもっておわび申し上げ、返金の手続を始めていることをお伝え申し上げております。

職員施設長への謝罪でございますが、議員へは、6月議会で説明した内容をもう少し深くご理解いただきたい。

特養施設は、医師を配置しなければならない。そのように規定されておりますが、単独で医師を配置できる施設は少なく、外部に求めるしかございません。しかし、頼まれた医院、診療所のほうでは、常勤でなく週一の診療であっても、みなし配置医師となり、毎週の健康管理で往診に赴いても診療報酬を取ることができません。このため、与謝郡福祉会各事業所は、外部医院等にそれ相当の委託料を支払い、みなし配置医師としてその役割を担ってもらっているのが実情です。

当町の場合はどうであったのか。当初はみなし配置医師ではありませんでした。ですので、診療報酬を頂いておりました。なぜか、伊根診、本診どちらかの先生が専属となり、毎週診療に当たれば、みなし配置医師となり、診療報酬は頂けません。しかし、当町の場合、伊根診の先生と本診の先生が交互に、週替わりで診療を行っていたため、みなし配置医師とはならず、単なる往診として診療費が頂けることから、与謝郡福祉会の他の特養施設の半分程度、時期によっては半分以下の委託料でございました。

しかしながら、本診の常勤医師の退職により、伊根診の医師のみの診察となり、いわゆるみなし配置医師になった後、長寿苑からは何の指摘もなく、安い委託料のままであります。本来であれば、みなし配置医師になった段階で、入所者への請求をやめ、他の施設と同程度の委託料を頂かなければならない。長寿苑は与謝郡福祉会の複数の施設であります、その一つであります、他の施設と比べるだけで、こんなことはすぐ分かる、すぐ分かるはずですが、しかし、長寿苑は12年間も指摘せず、今日まで来ました。言い方は悪いが、状況的に言えば、入所者に診療報酬を支払わせ、町へ支払う委託料を安く抑えていた、そうも言えます。

当町は、法令に従って入所者へ5年間の返金を行う。ならば、この5年間の長寿苑の伊根町への委託料を他の施設並みに増額し、その分を請求してもよいのではないかと。1年間120万だとすれば、5年間で600万ですよ。現実に請求することはありませんが、そのようにさえ思えます。

この状況で、施設長や職員へ謝罪が必要だとおっしゃる、そんなことが本当に必要なのか、その問い、反問が答弁でございます。

2つ目のご質問。なぜ返金を5年間としたのか、答えは単純であります。法規法令に基づく時効であるからです。我々が扱うのは公金でございます。法の定めを超えて、取り扱うのはいかなものか、その1点に尽きます。なお、新聞等の報道から3か月余りが経過をいたしました、直接当町へこの5年間より以前の返金を求めるご要望はお聞きはしておりません。

3つ目、誰かが責任を取ったのか、とのご質問。本件の場合、診療所業務を維持継続するために、職員自身に専門知識を持たせることが困難な状況であるため、専門分野を外部委託していたものでございます。それはそうですね。その委託業者や長寿苑からも、長期間指摘を受けられず、今年度に入り問題が発覚したものでございます。伊根町と診療所業務委託業者、さらには長寿苑、この3つの組織ともに見落としていた事案と考えます。その事案を誰か個人に責任を負わせるというのは難しいと思えます。

町としては、委託業者が悪い、長寿苑が悪いなどとは申しません。最終的な責任は町にあり、組織として責任を取ります。

まず原因を究明すること、そしてご迷惑をおかけした入所者へおわびし、過誤請求分を返金すること。これに加えて、不適正な事実を包み隠さず、社会に公表することで、世間の批判、審判を甘んじて受け入れ、再発防止に取組、信頼を取り戻すこと。このように考えております。強いて、強いて誰かに責任をと言われるなら、私がいただきたいと思えます。

次に、工事入札についてお答えをします。

議員のおっしゃるとおり、積算ソフトの普及により事業者においても正確な積算が行えるようになりました。逆に言えば、工事内容を熟知しなくても、積算ソフトを使えば最低制限価格が簡単に割り出せるようになったということが言えます。

当町の令和6年度における建設工事の予定価格に対する落札率の平均は、91.38%でありました。

では、私が5%以内で上下させた最低制限の率とはいえますと、予定価格に対して、平均で86%でした。91%の落札率に対し、最低制限の率は86%。予定価格と最低制限価格との間で競争が行われており、この状況で何をもって利益を諦めている、下請を泣かせる、人材教育やベアが行われないなどと言われるのか、理解ができないわけであります。

また、最低制限価格は中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定める低入札価格調査基準の算定額を一つの指標としております。積算ソフトは、これを踏まえて算定することと思えます。しかし、最低制限価格をこの算定結果に合わせなければならないという決まりはございません。あくまで各地方公共団体が独自に定めるものであります。

現行の入札の取扱いにおいて、議員の示された問題も含め、不正行為やダンピング、品質低下といった問題も生じておりません、公正公平かつ円滑に入札業務は執行できております、5%を廃止する理由はないと考えます。

かつては、入札というものの、歩切りをした予定価格のみでありました。それも公表はされません。その予定価格を下回ったものの中の一番低い価格を提示したものが落札をしたわけであります。非公表の予定価格を上回ってしまえば失格、下限はなし。とにかく安いものが落札、これではことによっては、ダンピングして落札される。また品質の保持等の観点から、最低制限価格の導入となったわけであります。最低制限価格を設け、予定価格は事前公表となりました。予定価格より下でも、この線を下回ると失格しますよという最低制限を設けたわけでございます。何もこの線まで値段を下げろというものではございません。この範囲内で、競争してくださいというものでございます。現に先ほど申し上げたように、平均で91.38%の落札、失格の平均ラインは86%、範囲内で成立をしております、問題はないと思えます。

業者から、最低制限価格が読めないことを理由に、制度の不評をにかけていることも存じておりますが、そういった一面だけを切り抜いて論じるべき問題ではございません。談合といった不正行為の防止、公平性、品質の確保、地域性、事務効率性などの様々な要因を考慮し、公正な観点から議論しなければ合理的な判断とは言えないのではないのでしょうか。

次に、電子入札についてお答えをいたします。

京都府の電子入札システムを導入する場合、初回設定費用の約21万円を除き、年間基本料は約10万円で、入札件数が14件目以降は1件当たり8,000円の追加費用が必要と伺っております。

昨年度の入札件数が31件でございましたので、約24万円の年間使用料が生じ、割り算いたしますと、1件の入札を行うと8,000円の費用がかかる計算となります。1件8,000円相当を投じて事務効率化すべきかといえますと、当町では書類送付を含めた入札案内などは基本的に電子メールで行っており、電子入札システムの導入により、削減されるものといえば会場準備や開札となります。

会場準備は予約作業を入れても20分もかかりません。また、同日複数入札を行うよう調整も行っておりますので、会場準備回数は昨年であれば17回でした。また、開札作業についても1件当たり、長くとも10分程度でございます。よって、業務効率でいえば、この作業量からシステム導入で新たに必要となる毎回のシステム入力作業を差し引いたものが、効率化される業務量かと考えます。さしたるものではございません。

また、事業者で見ると、町内業者の中では、当町にのみ指名願を出されている方もいらっしゃいます。システム導入に当たっては、こういった小規模事業者も導入費用負担が生じることとなります。このため、そういった事業者からは紙による入札も可能とした場合、結局両方の対応を職員が行うことになり、効率化効果もさらに下がります。

また、業者が時間をかけて、当町に来る必要がなくなると言われますが、指名競争入札を行う中でも、遠方となるコンサルなどは定期的に、事業者によっては毎月のように営業に訪れております。また、伊根町建設業協会の事業者などは、町内に本店や営業所などを構えており、当町へ入札に来ることが大きな負担となっているとは思えません。

当町は、地域事業者の育成や地域貢献を理由として、町内や近隣事業者による指名競争入札を基本としており、土木工事でいえば伊根町建設業協会6社、特定建設業許可が必要な工事でも近隣の大手を含めた10社程度で行っており、業務委託も多くて同程度の数でございます。こういった当町の実情であり、担当職員等も現状に大きな負担を感じている状況にないことなどから、電子入札システムの導入の必要性は現在のところあまり感じておりません。

今後、使用料の低減、一般競争入札への移行による応札件数の増加など、状況が変化し導入効果が十分図られるときは、電子入札システムの導入を検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 3番松山議員。

○3番（松山義宗君） 長寿苑のその過誤請求、それについてはこういう問合せがあったというのは確認をしております。この場合、一般質問のときは推測というふうに書いておりますけれども、確認をしたところ、そういう問合せが何件かあったということは伺っております。

それと、過誤請求については、町長の意見もよく分かりました。

次の2つ目、3つ目の質問に関しては、予想どおりの回答でした。とにかく、前向きに進めようというのではなくて、できるだけ、それだけいっぱい理由を、できない理由を考えていただくのであれば、できる方向の理由をたくさんつくっていただくほうがよかったかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 聞かれて、確認をされているのでしたら、それを基に言われたら、我々も問合せをして、確認できますのにね。でも、今日お話しした中で、職員さんがその電話を取って、それは仕事でしょ、職員の。役場なんかコロナのとき、あけないほど電話もファクスも来ましたが、仕事ですよ、そりゃ。別に、長寿苑があくまでも悪いことしたとは言いませんよ、でもあの状況で、その問合せがあって、こうとって説明されたよろしいじゃない。何なら、伊根町役場に言いなはれこんなことはって言いなったらいいでしょ、仕事でしょう。私はそのように思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして松山議員の一般質問を終わります。

これをもちまして本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第54号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第54号 令和6年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 私は会派を代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度における一般会計決算額は、歳入総額42億9,542万円、前年度比2億9,147万4,000円の減。歳出総額38億8,821万6,000円、前年度比3億1,320万8,000円の減。差引残高は4億720万3,000円であるが、翌年度へ繰り越すべき財源2,997万5,000円を差し引くと実質収支は3億7,722万8,000円の黒

字決算となっています。

令和6年度の事業では、町制70周年の節目の年でもあり、輝かしい未来の伊根町の実現につながることを目的として、記念式典、講演会の開催、記念誌の発行をされました。

また、物価高騰対策として、2度の地域振興券の発行で町民の家計負担軽減を図られました。

また、予約型乗合交通いねタクの新型4WD車両を新たに1台増車され、運転手さんからはとても軽やかで、冬場でも安心して走行できると聞いております。

また、保育所管理運営費では、寝具を保育所で準備することで、手ぶらで登園できる環境を整えられました。

また、筒川コミュニティセンターの完成に伴い、菅野神楽の舞の披露や無料の筒川そばの振る舞いに、大勢の参加者の中、久しぶりに筒川へ来られた方々も楽しんでおられました。

令和6年度は大きな災害ありませんでしたが、今年になり熊の出没件数が多くなっております。

今後も引き続き町民の安心安全に努められ、令和8年4月にオープンする町民待望のゴダイ、引き続き旧伊根分校のさらなる有効活用を期待して、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、令和6年度決算認定について共産党議員団を代表して賛成の立場から討論いたします。

まず決算の概要についてですが、一般会計、特別会計の全会計を通じての歳入決算額は53億1,850万7,000円で、前年度に比べ5.2%の減。予算現額に対する収入率は86.6%でした。

歳出決算額は48億8,546万7,000円で、前年度に比べて6%の減となっており、予算現額に対する執行率は79.6%でした。また、実質収支は4億264万円の黒字となりました。令和6年度も各会計とも黒字の決算となり、次年度に黒字を引き継げたことは、職員の皆さんの努力のたまものと高く評価いたします。

予算現額に対する執行率が79.6%というのはやや問題ではないのかと思いますが、収入率の低迷が執行率の低さの直接的な要因と考えると、財政の健全性を保つためには当然の措置とも考えられます。

執行率が低い理由として、委託料が不用額として計上されているものが多いように感じました。その要因としては、職員の方々の細かい努力も含め、様々なものが考えられると思いますが、こうした状況を分析し、単なる不用額として処理するのではなく、今後の事業計画や住民サービスの質の向上に生かしていただきたいと思います。

今後の大きな事業を控えて、基金を充足していくことも理解できます。ただ会計上の数字は健全でも、それが町民の暮らしの実感と乖離してはならないとも思います。予算がないからではなく、知恵と工夫で対応する姿勢が求められていると思います。大きな事業だけではなく、町民一人一人の困ったに寄り添う細やかで、迅速な施策の展開を強く要望いたします。住民の暮らしとなりわいへの細やかな手だてをしっかりとしていただきたいと思います。

令和6年度も物価上昇が続いて、平穏な暮らしを送ることが難しい状況でした。全国的に米不足が問題になり、町内でも米農家が売る米がないという状況になりました。国民の主食の供給が脅かされるこの事態は、国の農業政策の失敗が招いたものだと思いますが、地球温暖化時代の予測しきれない気候変動の中で、地球環境に寄与しながら農業を守り、発展させていく施策がこれまで以上に必要になってくると思います。

このような中、令和6年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域振興券事業が実施され、町民の家計負担の軽減に充たられました。地域振興券については、換金率が97%ということで、事業としてもよいものであったと評価いたします。

そのほかの個別の施策について申し上げます。

子育て支援では、保育所の昼寝用の寝具の整備が行われ、保護者の負担軽減が図られました。

町制施行70周年記念事業は、特別講演も大いに盛り上がり、町民がそれぞれに70周年を祝うことができたと思います。

予約型乗合交通いねタクの運行も、1回の乗車人数が2,04人と良好です。公共交通利用促進事業も丹海バスといねタクの乗り継ぎの補助は、高校生にとってはとても喜ばれています。

誘客対策事業としては、渋滞対策緩和事業での平田地区での三連休の一方通行誘導や観光バスの待機駐車場の整備も行われました。オーバーツーリズムへの対応はなされていますが、今後も対策を検討して、住民の安心安全な暮らしを守っていくよう努力されることを求めます。

有害鳥獣対策事業は、被害防止のための対応が努力されているとは思いますが、特効薬的な解決方法は難しいと思いますが、今後とも人材育成や地域の特性に応じた対策を考えていってほしいです。

最後に、今後も小さな自治体だからこその小回りの利くフットワークの軽い執行機関として、住民の声をこれまで以上にしっかりと聞いていただき、町民に寄り添った行政の推進に努めていただくことで、ええまち伊根町となるようご努力をお願いいたします。

以上もちまして、令和6年度決算認定に対する賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。4番、向井議員。

○4番（向井久仁子君） ただいま議題となっています令和6年度歳入歳出決算認定の件について会派を代表し賛成の立場で討論いたします。

一般会計は、歳入歳出とも前年度比マイナス6.4%から7.5%である。

予約型乗合交通いねタクは、町民にも観光客にも定着し、運転手さんの丁寧な対応と利便性もよく、利用者も増加している。現状では、事業者の配慮により町民優先とされているが、混雑時には優先されないことも考えられる。今後は、時間や場所を見極めた増車などが必要と考えられます。運行経費は、売電収入も入れて390万円、営業外収益も国庫補助金600万円、府補助金310万円あり、新車を購入したが、計上損益は前年度より減少しています。

いねばんウェブシステム利用登録者数は、観光が前年は1,280人でありましたが、令和6年は2,013人と57%の伸び率となっています。舟屋を核とした施策が反映された状況が大に見られます。観光関連の事業者は、入り込み客数が多いほど利益に直結しますが、それ以外の町民は観光客の多さや迷惑行為に神経を使うことにもなってきていますので、引き続き、観光客、住民、事業者が安心して暮らせる施策を求めます。

跡地活用事業は、ゴダイ株式会社との平成6年1月30日に連携と協力に関する基本協定が締結されました。建設費は伊根町負担で建設されます。伊根町にとっては、大きな事業であり、町民も期待するところでもあります。締結時の議会説明では、そんなところまでとの支援を考えているとの説明がありましたが、今後はあらゆる支援策を考えておられると思いますが、事業を優先するがあまり負担行為が発生することへも慎重かつ丁寧な判断をお願いしたいと思います。連携関係の継続は、最低10年ですから良好な関係と町民の理解も必要と考えられます。以降の支援策についても、議会への丁寧な説明をお願いします。

筒川コミュニティセンターは、10月に竣工式が行われました。広く利用されることを望むとともに、伊根地区のにぎわいを1次産業と地域への波及効果の実現をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですので、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和6年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

◎ 日程第4 議案第55号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第55号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

なければ原案に賛成者の発言を許します。

討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本件は認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

◎ 日程第5 議案第56号

○議長(佐戸仁志君) 日程第5、議案第56号 令和6年度伊根町下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

なければ原案に賛成者の発言を許します。

討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和6年度伊根町下水道事業会計決算認定についてを採決します。本件は認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査(調査)申出書

○議長(佐戸仁志君) 日程第6、閉会中の継続審査(調査)申出書について議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査(調査)申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長(佐戸仁志君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

国も総理大臣が辞任され、衆参両院で過半数をもった政党もなく、国会も安定せず、重要な議案も通過しない状況であります。この先どうなるか見えず、不安に思っております。また、伊東市のように市長と議会がもめ、議会の解散、市長選挙などで1億円近い税金が使われるとお聞きします。

我が伊根町はそのようなことがなく、町が発展するよう町民全体で手をつなぎ頑張っていきたいと思っております。

大変皆さんお疲れさまでした。

閉会 10時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員